

韓国産食品の輸入通関における現地化支援事業のご案内

韓国農水産食品流通公社では韓国産食品を輸入する企業の円滑な事業活動を支援するため、各種コンサルティング事業を無料又は一部利用者負担により実施しております。

今年の事業について以下のとおりご案内しますので韓国産食品をお取り扱いの輸入企業及び流通企業の皆様のご利用をお待ちしております。

※本事業は予算がなくなり次第終了となります。サービスの申請は、お早めをお願いします。

1. 現地化支援事業の主な内容及び利用条件

支援分野	支援内容	支援条件等	負担率及び支援上限額等	申請書類	申請対象
① 法律一般 (通関・法律・食品衛生・検疫・商品企画書登録等)	<ul style="list-style-type: none"> 国際取引契約書作成及び検収 関税率、消費者保護法等輸入通関関係支援等 食品衛生法、検疫 	<ul style="list-style-type: none"> 韓国産食品を輸入検討している法人 商品規格書等 (eBASE、ASP 規格書 (インフォマート)、メルクリウスネット、アルカナム、そうけんくん、イオン書式等) 	利用者負担なし 年間 2,000,000 円/1 社 ※ 1 社あたり 10 回/年 まで利用可能	申請書 (弊社指定様式)	韓国輸出及び日本の輸入企業
	成分表・工程表・商品写真、輸入許可通知書等			申請書 (弊社指定様式)	
② ラベラー括表記	<ul style="list-style-type: none"> 成分適正性及び一括表示作成支援等 		利用者負担なし 年間 1,000,000 円/1 社	成分表・工程表・商品写真	
③ 食品検査支援	<ul style="list-style-type: none"> 商品一括表記に伴う栄養成分検査費など 	<ul style="list-style-type: none"> 年 1 回の自主検査及び命令検査等 栄養成分検査、食品規格検査等 	利用者負担 20% 年間 1,000,000 円/1 社 ※利用件数制限なし	申請書 (弊社指定様式)	輸入企業のみ
	<ul style="list-style-type: none"> 輸入食品検査 (自主検査、成分規格検査、残留農薬検査等) 輸入商品の栄養成分分析など 			試験成績書、検査機関請求書 輸入許可通知書、支払い証明書類	

④ 商品パッケージデザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・日本向け商品パッケージデザイン支援 ・デザイン会社は自由に選択可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>精算には新規デザインの輸入実績が必要</u> ・デザイン費用の支払い日より 1 年以内の件のみ精算可能 	利用者負担 20% 年間 1,000,000 円/1 社 ※品目数制限なし	① 事業申請時（製作前）申請書（弊社指定様式）、現在のパッケージデザイン、見積書又は契約書 ② 精算申請時：輸入許可通知書+支払い証明+新デザイン現物等	
⑤ 知的財産権	<ul style="list-style-type: none"> ・商標権及び特許出願関連法規 	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出企業のみ支援 	利用者負担 20% 年間 3,000,000 円/1 社		輸出企業のみ
⑥ 機能性表示食品	<ul style="list-style-type: none"> ・機能性表示食品届出支援、手続き代行 	<ul style="list-style-type: none"> ・2021 年受付分まで現地化支援事業として処理 	2022 年以降は 6 ページに記載の担当者へ直接連絡		

※①～⑤の事業は無料及び一部利用者負担で行い、予算がなくなり次第終了

※機能性表示食品届出支援事業は、事業部署変更して継続支援（担当者は 6 ページに記載）

※支援上限額は当初予算額の韓国貨幣を平均為替で換算したものであり、支援上限額は年度別の為替により増減します。実際の決済は全て日本円で行います。

※2023 年から無料サービスを除いたすべての利用者負担が一律 20%になります。

※①～⑤の支援項目及び支援上限額は、農産及び水産食品に対して各々適用されます。

（例えば、法律一般の場合、農産品 10 回まで、水産品 10 回まで各々適用、支援金額も同じく適用）

※負担率は利用企業が申請された年度の負担率を適用し、支援する。

例）2022 年受付済みのパッケージデザイン申請で精算を 2023 年に行うものは、2022 年の aT 負担率 90%を適用

※2022 年度に申請されたパッケージデザインの精算金額は 2023 年度支援額に合算しない。

例）2022 年度に申請されたパッケージデザイン未精算が 50 万円の場合、2023 年度に別枠で 100 万円まで申請及び精算可能(合計 150 万円まで)

※すべての事業において輸入企業の負担率は 20%とし、残り 80%を aT が負担する。但し、法律サービスは無料

※法律サービス及びラベル一括表記事業の利用においては弊社が指定した委託業者を使う必要があります。

2. 支援内容詳細

① 法律一般

【法律一般支援】

日本に進出したい韓国の輸出企業の国際取引契約書作成支援（契約書の作成及び検収含む）、貿易紛争、商品クレームに関する助言や輸入企業における知的財産権等の照会などもご利用可能です。

【輸入通関関連】

韓国から輸入したい商品の関税率、食品衛生法、消費者保護法等輸入通関関係法規、品目別通関に必要な書類案内及び手続き関係規定について専門業者が支援します。

【商品規格書作成登録】

eBASE、ASP 規格書（インフォーマット）、メルクリウスネット、アルカナム、そうけんくん、イオン書式等取引先から指定された規格書の登録を支援します。

【利用条件等】

- (1) 韓国の輸出企業及び日本の輸入企業両方が利用対象であり、1社当たり、年間最大 2,000,000 円を限度に利用できます。利用者の負担はありません。
- (2) 但し、**年間の利用回数は 10 回まで/1社で 1回に最大 5 品目まで申請可能。**
- (3) 商品規格書サービスの場合、商品成分表、栄養成分表、製造工程表、商品パッケージ（製品写真）を日本語又は英語で提出して下さい。
- (4) 初めてご利用される企業は、登記簿謄本コピー（直近 3 ヶ月以内）と韓国食品輸入意思を把握するため税関発行の韓国食品の輸入許可通知書（依頼する品目でなくても可）の提出をお願いします。

② ラベラー一括表示

成分適正性及び食品一括表示作成について専門業者が諮問します。

【利用条件等】

- (1) 韓国の輸出企業及び日本の輸入企業両方が利用対象であり、1社当たり、輸入企業は年間最大 1,000,000 円、輸出企業は年間最大 3,000,000 円を限度に利用できます。利用者の負担はありません。
- (2) 商品成分表、栄養成分表、製造工程表、商品パッケージ（製品写真）を日本語又は英語で提出して下さい。
- (3) 初めてご利用される企業は、登記簿謄本コピー（直近 3 ヶ月以内）と韓国食品輸入意思を把握するため税関発行の韓国食品の輸入許可通知書（依頼する品目でなくても可）の提出をお願いします。

③ 食品検査支援事業

安心安全な韓国産食品を日本の消費者へ提供することにより韓国産食品に関するイメージ向上や消費拡大を図るための支援になります。支援分野は「自主検査」、「栄養成分検査」、「残留農薬検査」、「食品規格検査」等です。「自主検査（指導検査）」とは、輸入者に対して日本の衛生当局が指導している初回輸入時検査及び年1回の定期検査をいいます。

【利用条件等】

- (1) 検査は厚生労働省に登録されている検査機関から受けた検査に限ります。検査機関の指定がなければ弊社 MOU 提携機関である（公社）日本食品衛生協会の利用をお薦めします。
- (2) 自主検査の場合、初回輸入及び年1回の試験分析に限り支援します。
- (3) 栄養成分検査費用は同一品目の場合、1回の検査に限り支援します。
- (4) 生鮮野菜等の命令検査による残留農薬検査の試験分析にかかる費用を支援します。
- (5) 年間最大1,000,000円を限度にご利用できます。利用企業に20%負担が生じます。
- (6) 正式に輸入通関した食品に限り支援します。費用精算時には日本の税関が発行した「輸入許可通知書」の提出が必要です。また、利用申請者と輸入者が一致する必要があります。
- (7) 食品検査費用は、輸入企業から検査機関などへ先支払いし、関係書類を揃えて弊社へ申請して下さい。検査費精算申請書+試験成績書+検査機関（通関会社）請求書+支払い証明+輸入許可通知書（税関）
- (8) 輸入時に食品違反となった商品の検査費用は支援できません。

④ 商品パッケージデザイン支援事業

【事業内容】

商品パッケージデザイン支援事業は日本の消費者が安心して購入できるパッケージデザインを目的とし取引先への信頼度向上を期待できます。パッケージデザイン会社は輸入企業が既に利用されている日本及び韓国のデザイン業者等ご自由に選べる事が出来ます。弊社提携業者もご利用いただけます。

【利用条件等】

- (1) 支援をご希望の場合、事前に申請書、現パッケージデザインを添えて申請して下さい。
- (2) デザイン会社との契約書又は見積書を提出して下さい。
- (3) 韓国内のデザイン会社を利用する場合、該当のデザイン会社が「韓国デザイン振興院」に登録されていることが必須となります。
- (4) 韓国内のデザイン会社を使った場合、精算時に「用役標準契約書」を提出して下さい。
- (5) パッケージデザイン会社が申請業者と系列企業（資本関係や代表者が同じ等）の場合は利用することは出来ません。
- (6) 年間最大1,000,000円を限度にご利用できます。利用企業に20%負担が生じます。
- (7) 精算時には支援を受けたデザインによる商品の「輸入許可通知書」及び輸入された商品の現物を提出していただきます。

(8) デザイン費用の支払い日より1年以内の件のみ精算可能です。

(9) パッケージデザイン事業は包装材・容器デザイン製作に限って支援可能です。

(10) 精算書類：精算申請書、デザイン所有権確認書、デザイン改善報告書、デザイン会社の請求書、支払い証明（振り込みコピー等）、新デザイン図、輸入許可通知書、新デザイン現物

⑤ 知的財産権

輸出企業のみ利用可能で、特許権及び商標権出願関連費用支援

3. 事業期間：2023.1.1～12.31 まで（受付期間 2023.2～11 月末まで）

※11 月末までに受付した分のみ当年分の支払いになります。

※申請期間内であっても、弊社の政策方針変更又は予算がなくなり次第終了することがありますのでご了承ください。

4. 支援対象：韓国産食品輸入業者及び韓国自治体等関係機関

5. 事業申請及びお問い合わせ先

・申請方法：管轄地域別に各支社へ直接お申し込み （書類は全て E-mail にて提出）

東京支社 キム・ヒョンピョウ (kfood@atcenter.or.jp)

TEL) 03-5367-6672 FAX) 03-5367-6657

大阪支社 カン・ユギョン(kfood_osaka@atcenter.or.jp)

TEL) 06-6260-7661 FAX) 06-6260-7663

・提出書類：申請書→ <https://www.atcenter.or.jp/general-7-5>

現地化支援事業 ⇒ 申請書をダウンロード

※申請書は共通ですが、食品検査費精算・パッケージデザイン事業費を希望する場合は各々の指定書式を使って下さい。

※機能性表示食品の届出支援事業については、下記までお問い合わせ下さい。

東京支社 グォン・ジョンウン (jekwon@atcenter.or.jp)

TEL) 03-5367-6689 FAX) 03-5367-6657

※韓国の輸出業者の場合、下記のサイトにて直接申し込みして下さい。

申込サイト <http://global.at.or.kr/>（現地化支援事業）

以上